

無料

ご自由にお持ちください  
e-10.adcm.jp

# e-10

イ・デ・マ



企画・発行 ADCOM アドコマercial株式会社

Vol.104

10

OCTOBER 2012

美味しい秋を探しにいこう。

「美味しい秋を探しにいこう。」

旬の味覚／定番メニュー／秋のスイーツ

秋冬ファッション特集

「2012 秋冬コレクション」

美容と健康

今月の豪華プレゼント



# 法、なるほど!?

今回の相談者

赤羽双葉さん(仮名)

78歳無職

自分の事で、家族に迷惑はかけたくない!!  
でも何をすれば良いのか、さっぱり分からない…

赤羽

最近、親しかった友人が亡くなったのですが、友人の遺産を巡り、その子ども達の間で争いがあつた事を聞きました。私にはそれほど多くの財産があるわけではないですが、残された家族に争いが起こらぬように、遺言を作成したいと思っています。

弁護士

遺言にもいろいろ種類があるのはご存知ですか？  
そうなんですか!? 知りませんでした。実際どんなモノがあるのですか？

赤羽

弁護士

遺言には代表的な方式として、**自筆証書遺言**と**公正証書遺言**の2つがあります。

自筆証書遺言は、その名の通り、遺言書の作成者が自分自身で遺言の本文、日付、氏名を書き押印して作成するものです。公正証書遺言は、遺言者が遺言の内容を公証人(法務大臣が任命し監督する公務員)に伝え、公証人が筆記して遺言書(公正証書)を作成する方式のものです。

赤羽

弁護士

どちらの方式を使うのが、良いのでしょうか？

例えば、自筆証書遺言の作成には、**難しい手続きや費用もほとんど必要ありません**。その一方で、遺言者自身が作成する為、**要式に不備が生じやすく遺言が無効になる恐れがあったり、保管方法次第では、偽造や変造を許してしまう場合もあります**。

赤羽

公正証書遺言は、公証人という専門家が作成してくれますので、**要式の不備等で遺言が無効になる事は無く遺言書の原本を公証役場で保管してもらえます**ので、**偽造変造の心配もなく、紛失しても再発行が可能です**。ただし、公証人に依頼するので、**遺言書の作成費用がかかります**。また、**公証人が関与する為、自筆証書遺言ほど作成が容易ではない**など、それぞれに**長短があります**。  
なるほど、そのようですね。今お聞きしたお話を元に、自分自身はどのような遺言書を作成すべきか検討してみます。

## 「法、なるほど!?」法律相談者募集!!

本コーナーでは、とりあげてほしい相談・お悩みを募集します。日々の生活の中で今あなたが抱えている問題を、豊富な知識と地域の事情も分かる地元の弁護士さんに相談してみませんか？法律事務所まで今まで解決してきた事例等に照らし、ケースとしてご紹介させていただきます。

性別年齢:ご相談内容を記入の上、下記の内容を編集して宛先まで封書又はメールにてお送りください。  
※宛先(氏名)は法律相談希望と明記ください。※採用させていただいた質問・相談について、個別に回答することはできませんのでご了承ください。※採用の連絡はいたしません。※特定される地名や場所、個人名(団体名)などは伏せ、ケースとして紹介させていただきますので安心ください。※寄せたい内容は、当コーナー掲載の目的以外には使用いたしません。



宛 送り先住所 ▶ 〒399-4431 長野県伊那市西春近3010-1  
アド・コマーシャル株式会社 e-10編集室  
先 メールアドレス ▶ info@e-10.adcm.jp

取材協力・原稿監修  
弁護士法人 齋藤法律事務所  
駒ヶ根事務所 / 駒ヶ根市上穂南9番3号  
TEL 0265-98-7171 HP <http://www.saito-houritsu.com/>

※今回ご紹介したケースは、実際に弁護士さんに相談のあった話を題材として作られた物で、特定の個人や団体を示したものではありません。